

八千代市地域の安全・安心に関する協定書

八千代警察署（以下「甲」という。）、八千代市（以下「乙」という。）及び八千代市自治会連合会（以下「丙」という。）は、八千代市民の安全・安心を確保するための協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲、乙及び丙の相互理解による高い信頼と協力関係に基づき、八千代市民の安全・安心を確保するために、地域の安全や交通事故防止、災害等への対処など必要な協力体制を構築することを目的とする。

（協力内容）

第2条 甲、乙及び丙は、前条の目的を達成するため、次の事項について協力する。

- （1）犯罪の予防に関すること
- （2）犯罪発生時の安全確保に関すること
- （3）交通安全対策に関すること
- （4）災害対策に関すること
- （5）その他地域の安全・安心に関すること

（協議事項）

第3条 本協定書に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、その都度、甲、乙及び丙が協議の上、解決する。

（事務局）

第4条 本協定書に関する事務をつかさどる事務局を八千代警察署生活安全課に置く。

甲、乙又は丙からの協議したい旨の申し出がある場合には、事務局が調整する。

（意見交換）

第5条 甲、乙及び丙は、第2条に掲げる活動の推進状況等について、年1回以上意見

交換の場を設けるものとする。

2 意見交換の開催調整等は事務局において行う。

(有効期間)

第6条 本協定書の有効期間は、締結日から1年間とする。ただし、甲、乙又は丙から協定書の中止の申し出がない限り、有効期間は1年延長するものとし、以降についても同様とする。

(守秘義務)

第7条 甲、乙及び丙は、本協定の運用に際して知り得た情報を、本協定書の目的外に使用しないこととし、また正当な理由なく第三者に漏らしてはならない。

本協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲、乙及び丙が署名押印の上、各自1通ずつ保有するものとする。

令和2年1月22日

甲：八千代警察署長

乙：八千代市長

丙：八千代市自治会連合会長